



資料 1

国海総第159号の2

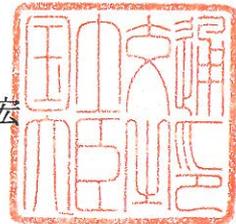
平成23年6月13日

交通政策審議会

会長 佐和隆光 殿

国土交通大臣

大 畠 章 宏



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和22年法律第100号）第110条の規定に基づき、下記事項について
諮問する。

記

諮問第134号

船舶料理士に関する省令の一部改正について

諮問理由

船舶料理士に関する省令（昭和50年運輸省令第7号）の一部改正を別紙に従って行
うことについて、船員法第110条の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要
があるため。

(別紙)

船舶料理士に関する省令(昭和五十年運輸省令第第七号)の一部改正について

第一 独立行政法人海員学校司ちゆう・事務科を卒業した者の船内調理業務経験について、六月以上を三月以上とし、調理師、栄養士その他独立行政法人海員学校司ちゆう・事務科を卒業した者と同等以上の能力を有すると認められる者の船内調理業務経験について、一年以上を三月以上とするとともに、独立行政法人海員学校司ちゆう・事務科を卒業した者、調理師、栄養士その他独立行政法人海員学校司ちゆう・事務科を卒業した者と同等以上の能力を有すると認められる者については、国土交通大臣が告示で定める基準に適合していることをもって、三月以上の船内調理業務経験と同等以上の経験を有することとする。(第二条第二号関係)

併せて、船舶料理士資格証明書の交付申請において、国土交通大臣が告示で定める基準に適合していることを証する書類を添付書類として加える。(第四条第一項関係)